

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 関連企業間における中国子会社の役務提供対価について

### 国税総局の関連企業間の役務提供取引についての意見

2014年4月に中国国家税務総局（以下「国税総局」）は国連の「発展途上国移転価格税制マニュアル」編集チームに対して提案書を提出し、主に関連企業間の役務提供対価の問題について中国の税収実務を考慮していくつかの観点及び意見を提案しました。これは国税総局が初めて実務の観点から関連企業間の役務提供取引について意見を明らかにしたものであり、中国国内の税収実務に重要な指導的意義を与えるものとなります。

#### (1) 概要

国税総局はOECD移転価格ガイドラインに記載した「独立企業間価格原則」を関連企業間の役務提供取引について運用することを認め、以下の2つの条件を満たさなければならないとしました。

- ① 役務提供の実態が伴われているか、受益者テスト概念（受益者テストの運用による受益者の判定）の導入。
- ② 同等の条件下において第3者は同じサービスに対して同額の代金を支払えるか。

#### (2) 「親会社の子会社より役務提供対価を収受すべきではない」4つの事例

上述の2つの条件にあてはまる事例として、国税総局は親会社の子会社より役務提供対価を収受すべきではないという4つの事例を示しました。

	状 況	事 例	国税総局の観点
1	受益者テストの運用において役務提供の受益者の受益実質だけでなく役務提供者と受益者の双方を総合的に考慮すべき。	親会社が戦略的管理のための役務提供（株主活動と認定されていないもの）をする場合において、役務提供の過程で親会社（役務提供者）の実際に獲得した収益が子会社（役務受益者）よりも大きい場合。	親会社は役務提供対価を収受すべきではない。
2	受益者テストの運用において親会社の役務提供が子会社の経営活動に必要なかどうか。	親会社が子会社（生産企業）に対して各種の高付加価値の役務（例えばコンサルティングや法律サービスなど）を提供した場合において子会社の実態からみると、これらの役務は子会社の必要とするレベルから考えた場合に必要でない。	これらの役務提供は実質的に親会社の管理効率を高めるものであり、親会社が子会社に対して役務提供対価を収受すべきではない。
3	関連企業間の役務提供取引を分析する際、親会社が提供した役務については、その他の関連取引において既に利益を獲得したかどうか考慮すべきである、即ち、対価を二重に収受したかどうか。	例1: 親会社が子会社に対して無形資産の使用を授権し、かつ子会社より特許権使用料を収受している場合。 例2: 親会社が子会社に提供する原材料の調達において、購買活動努力により、原材料価格を比較的安く抑えることができ、子会社は原材料を加工生産した後、原価に利益を加算し親会社に販売している。	例1: 親会社が子会社に対して無形資産の使用料金を収受すべきではない。親会社は特許権使用料の収受によって無形資産の使用に係る利益を獲得したためである。 例2: 親会社も低価格の原材料の受益者であり、子会社に対して購買協力の役務提供対価を別途要求してはならない。



4	OECD ガイドライン (2010 年) に規定した株主サービスの定義が狭すぎると国税総局は認識している。	国際企業グループが発展途上国に設立した子会社には、一般的に現地の経営管理チームが設けられている。こうした場合の現地の経営の意思決定については、授権プロセスによって形式的に親会社の承認を得ている。	親会社が子会社に対してこれらの承認を行う行為は (管理業務とみなされる)、株主サービスの一種に属するべきである。親会社は子会社から役務提供対価を収受すべきでない。
---	---	---	---

### (3) 役務提供の証明および特許権使用料と技術使用料の区分についての問題提起

また、国税総局は国外で提供した役務の真実性や役務原価の負担の合理性の証明、特許権使用料と技術指導料の本質的区分についての問題を提起しました。

前者に関して国税総局は OECD が公布した「BEPS」行動計画で規定した移転価格同期文書の資料要求に基づき、国連移転価格マニュアルにて国際企業の親会社が作成する MASTER FILE (コア資料) において、関連企業間の移転価格の価格設定政策開示の規定をするよう提案しました。当該移転価格の価格設定政策には、価格の設定方法及び具体的な役務提供対価の配分金額が含まれます。後者に関しては国連移転価格マニュアルにおいて有効な指導意見を公布することを希望しています。

#### お見逃しなく!

企業は関連者間取引について、確定申告期限 (翌年 5 月 31 日) までに移転価格同期文書を準備し、税務機関の要求から 20 日以内に提出しなければならないため、同期文書の準備は重要な移転価格税制の対応と言えます。